

宮島歴史民俗資料館等整備事業

【実施方針 改訂版】

令和 7 年 1 0 月

広島県廿日市市

目 次

第 1	総則	1
第 2	特定事業の選定に関する事項	2
1	事業内容に関する事項	2
2	特定事業の選定方法等に関する事項	13
第 3	民間事業者の募集に関する事項	15
1	民間事業者の参加要件	15
2	民間事業者の資格要件	16
3	建築業務を実施する者の選定に係る入札参加の資格要件	16
4	参加資格要件に関する留意事項	17
第 4	民間事業者の選定に関する事項	18
1	民間事業者の選定方法	18
2	民間事業者の選定手順等	18
3	契約に関する基本的方針	19
4	著作権及び提案書類の取扱い	19
第 5	市と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項	20
1	予測されるリスクと責任分担の基本的方針	20
2	提供されるサービス水準	20
3	民間事業者の責任の履行に関する事項	20
4	契約保証金	20
第 6	事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項	21
1	モニタリングに関する基本的方針	21
2	モニタリングの実施方法	21
第 7	事業契約等に関する事項	22
1	基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い	22
2	裁判管轄権	22
第 8	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	23
1	事業の継続に関する基本的な考え方	23
2	融資の確保に関する協力体制	23
3	事業の継続が困難となる事由が発生又はその恐れが生じた場合の措置	23
第 9	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	24
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	24
3	その他の支援に関する事項	24
第 10	その他特定事業の実施に関し必要な事項	25
1	議会の承認	25
2	事業者選定の応募に伴う費用負担	25
3	本事業に係る情報公開及び情報提供	25
4	実施方針の変更	25

5	実施方針に関する意見等の受付.....	25
6	本事業において使用する言語等.....	26
7	実施方針等に関する問合せ先.....	26
8	添付書類等.....	26
第 1 1	その他本事業の実施に関連して計画する事業.....	27
1	公共施設マネジメントの推進（公共施設の活用）.....	27
2	提案の取扱い.....	27
3	評価の方法.....	27
4	契約の方法.....	27
5	資格要件.....	27
6	その他.....	28

第 1 総則

宮島は、明治 9 (1876) 年に太政官布告第 16 号による都市公園、昭和 9 (1934) 年に自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) に基づく瀬戸内海国立公園、昭和 13 (1938) 年に都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) に基づく風致地区、昭和 27 (1952) 年に文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) に基づく特別史跡及び特別名勝に指定され、平成 8 (1996) 年 12 月には、厳島神社と背後の国の天然記念物「瀨山原始林」を含めた一帯が世界文化遺産に登録されている。

先人たちの宮島を思う気持ち、守り伝えようとする営みが生んだこうした格付けは、国から授かったものである。それほどに宮島は価値のある島であり、また、かけがえのないものであることを現代に生きる我々は重く受け止めなければならず、常に念頭に置くべき普遍的価値であると言える。

令和 2 (2020) 年 3 月に廿日市市 (以下「市」という。) が策定した宮島まちづくり基本構想 (以下「基本構想」という。) では、古くから島全体が信仰の対象とされてきた歴史的背景から、原点となる宮島の姿を「神をいつきまつる島～自然・文化・歴史のいきづく島」としている。信仰の原点となる「自然」、そこで生み出されてきた「文化」、それを紡いできた「歴史」、これこそが、現在の宮島を創り上げた原点であり、将来に守り伝えていくべきものであるとしている。

また基本構想には、宮島に暮らす人、働く人、訪れる人、想いをはせる人、つまり宮島に関わるすべての人と行政が一体となって、世界から人が集まる「全島博物館・厳島」として、貴重な本物を体感することで学びや観光ができる島を目指すとしている。

これを実現する手段の一つに歴史民俗資料館のリニューアルがあるが、新たに整備する資料館 (以下「新資料館」という。) には、長い営みの中で先人が築き上げてきた宮島の歴史や文化、民俗などの情報を正しく伝え、保存・継承するための拠点施設となることが求められる。そのため、新資料館は、現在の宮島歴史民俗資料館 (以下「旧資料館」という。) と宮島伝統産業会館 (以下「伝産館」という。) が担ってきた機能、役割を継承することに加え、新たな発想や創意工夫の下で館としての魅力を高め、学びや観光の資源として活用してもらうことが必要である。

しかし、行政主導の管理・運営だけでは期待される機能を持続させることが困難な状況にあることから、ここに民間の持つ多様なノウハウや技術の活用と、それによる事業コストの縮減や質の高いサービスを提供することで、新資料館に求められる機能の維持や効果の発現を図ることとしたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) (以下「PFI 法」という。) 第 5 条の規定に基づき、事業の公平性及び透明性を確保するため、「宮島歴史民俗資料館等整備事業」 (以下「本事業」という。) の実施方針を公表する。なお、本方針の公表を以て PFI 手法の採用を確定させるものではない。

第2 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

宮島歴史民俗資料館等整備事業

(2) 事業の用に供される公共施設等の種類

ア 新宮島歴史民俗資料館

- (ア) 対象地 広島県廿日市市宮島町6、7番地ほか
- (イ) 敷地面積 2,086.39㎡（拡大の可能性あり）（資料－2参照）
- (ウ) 延床面積 2,780.00㎡程度を想定
- (エ) 容積率 400%
- (オ) 建ぺい率 70%

イ 旧宮島歴史民俗資料館

- (ア) 対象地 広島県廿日市市宮島町57番地
- (イ) 敷地面積 1,563.62㎡
- (ウ) 延床面積 1,261.87㎡

ウ 宮島歴史民俗資料館収蔵庫（以下「収蔵庫」という。）

- (ア) 対象地 広島県廿日市市宮島町161番地
- (イ) 敷地面積 645.92㎡
- (ウ) 延床面積 891.42㎡

エ 宮島伝統産業会館

- (ア) 対象地 広島県廿日市市宮島町1165番地9
- (イ) 敷地面積 276.00㎡
- (ウ) 延床面積 674.61㎡
- (エ) 容積率 規定なし
- (オ) 建ぺい率 規定なし

(3) 公共施設等の管理者

廿日市市長 松本 太郎
廿日市市教育委員会教育長 生田 徳廉

(4) 事業の概要及び目的

ア 現有施設の概況

旧資料館は、歴史民俗資料館整備のために昭和46(1971)年に旧宮島町が譲り受けた建物と、新たに整備した建物で構成され、昭和49(1974)年4月の開館から既に50年が経過している。譲り受けた建物の一部は1800年代前半の建築物であり、国の登録有形文化財に登録されている。

また、伝産館は、宮島地域において伝統的な技術又は技法等を用いて製造される工芸品に関連する産業の振興及び古来から伝わる伝統と歴史を学びながら体験できる「体験型観

光施設」として、昭和55(1980)年4月に開館した後、平成20(2008)年4月のリニューアルオープンを経て、45年が経過している。

イ 情勢変化への対応

旧資料館と伝産館は、これまで多くの来館者を迎え、市の文化・観光・産業面における拠点施設として、その役割を担ってきた。

しかしながら、社会情勢の変化、体験型へとシフトする観光ニーズ、さらには、施設の老朽化や、耐震性能の不足、バリアフリー機能の欠如などの課題を抱える中で、社会ニーズに呼応した新たな施設整備が必要であるとの結論に達し、2施設を複合化した新資料館として整備することとした。

ウ 整備の方針

宮島の価値は、太古から「神の島」として崇められてきた原点である自然と、そこに暮らし続けた先人が創り上げた文化とそれを紡いできた歴史にある。

その宮島にあって、新資料館は、宮島の歴史文化と伝統工芸としての木工細工を中心とした産業の歴史を正しく学べ、将来に伝える役割を担うための施設として、「受け継がれてきた宮島の歴史・文化の魅力を全世界に発信し、次世代に継承する拠点施設」をコンセプトに整備するものである。

また、教育的視点の他、国際観光地「宮島」の新たな顔として、西エリアへの求心力となって、集客力の向上や、回遊の促進、滞在時間の延長など、地域の活性化にも寄与する施設として整備するものである。

エ 民間活力の活用

事業実施に当たっては、民間の持つ多様なノウハウや技術を活用して、「宮島歴史民俗資料館整備基本計画」に掲げる宮島の歴史と文化、伝統産業の一体的展示による学習と体験の提供によって宮島への理解が深まる拠点を具現化するとともに、国内外からの来島の動機付けや、事業コストの縮減、質の高いサービスの提供を図るものである。

(5) 新資料館の運営方針

ア 基本理念（コンセプト）

『受け継がれてきた宮島の歴史・文化の魅力を全世界に発信し、次世代に継承する拠点施設』

宮島がこれまで育んできた魅力と価値及びそれを守り伝えてきた人々の「島をいつくしむ想い」を次世代へと引き継いでいくためには、廿日市市民のみならず全世界からの来島者が宮島を知り、伝え広めてもらうことが不可欠である。

その上において新資料館には、展示及び体験を通じて、国内外からの来島者に対しては、宮島を大切に思う心の醸成と再訪の動機付けとなる場、また、廿日市市民に対しては、宮島の歴史・文化の魅力や価値を再発見することで廿日市市民としてのシビックプライドの醸成、アイデンティティを確立する場となることが求められる。

新資料館は、先人たちが築き上げてきた宮島の歴史・文化の魅力と価値の保存と、島をいつくしむ想いの継承、また、それらを学びや観光の資源として活かすための拠点施設となるものである。

イ 展示テーマと構成(案)

『世界遺産の島 宮島を探る』をメインテーマに、収蔵資料及び調査研究活動により随

時収蔵される資料の内容に応じた個別テーマの設定やストーリー構築による常設展示、季節や時節に応じた企画展や年数回のミニ展示を行う。

(ア) 世界遺産の島 宮島の価値と宮島の人々の暮らしを伝える

「世界遺産の島 宮島」に立地する資料館として、厳島神社に関する展示を行うとともに、共に支え合い暮らしてきた宮島の人々の歴史や、宮島細工を始めとする伝統工芸を含む宮島の文化について、楽しみながら学べる内容とする。

(イ) 誰にでも、楽しく分かりやすく伝える

展示は、体験や体感の要素を重視し、資料展示やパネル展示だけでなく、映像展示やハンズオン展示なども積極的に取り入れながら、誰もが分かりやすく、楽しく学べる場とする。

(ウ) 国内外観光客

国内外から来訪する観光客に対して、「世界遺産の島 宮島」がこれまで培ってきた自然、文化、歴史の魅力と価値、そしてこれを守り伝えてきた「島をいつくしむ想い」を、資料展示を通じて分かりやすく発信、伝えることで、宮島の守り人の拡大を図る。

(エ) 廿日市市民

廿日市市民にとって、定期的に立ち寄ることができる親しみやすい学習の場としての存在となることが重要であり、これによって宮島を大切に思う心を育む。自分が暮らす環境や歴史を知り、大切にすることは、自分自身を大切に思う心を育むことにもつながる。

ウ 伝統工芸の伝承

江戸末期から宮島で続く木工業である宮島細工（宮島彫りやろくろ細工など）について、展示や体験学習を通して伝えとともに、市が宮島細工協同組合（以下「細工組合」という。）と行う伝統工芸を後世に引き継ぐための人材発掘、後継者育成事業を支援する。

(6) 事業の業務内容

本事業は、官民連携手法による新資料館の設計・建設業務及び維持管理・運営業務、旧資料館の一部展示施設解体業務、収蔵庫の維持管理業務、伝産館の解体業務を事業の範囲とし、具体的な事業範囲は次のとおりとする。

なお、本事業にPFI手法を用いることとなった場合は、契約期間中の特別目的会社（以下「SPC」という。）の維持及び市への所有権移転等に関する一切の業務、市が実施する各種補助申請又は会計検査対応等の支援を含むものとする。

ア 新資料館に関する業務

(ア) 設計業務

- a 事前調査業務^(注1)
- b 施設整備に係る設計業務及び関連業務^(注2)
- c 展示設備に係る設計業務及び関連業務
- d 許認可取得に係る申請書類作成及び関連業務^(注3)

(イ) 建設業務

- a 施設整備に係る建設工事及び関連業務（工事監理業務と兼ねることはできない。）
- b 展示設備の設置工事及び関連業務
- c 施設整備に係る備品の調達及び関連業務^(注4)

- d 建築確認等の手続き及び関連業務
- e 施設整備に係る環境対策業務（近隣対応・周辺対策等）

（ウ）工事監理業務

- a 施設整備に係る建設工事及び関連業務の施工監理業務（建設業務と兼ねることはできない。）

（エ）所有権移転業務（注5）

（オ）開業準備業務

- a 開業準備業務
- b 新資料館開館記念式典に関する業務
- c 運営体制の確立及び業務担当者の教育訓練
- d 供用開始前の利用申込受付業務
- e プレイベント実施業務
- f 広報・宣伝活動業務
- g 竣工記念式典等開催業務
- h 開業準備期間中の維持管理業務

（カ）施設維持管理業務

- a 建築物の保守管理業務
- b 建築設備の保守管理業務
- c 展示設備の監視及び保守管理業務
- d 備品の保守管理業務
- e 植栽及び外構の保守管理業務
- f 環境衛生管理業務
- g 警備業務
- h 清掃業務
- i 施設内工作物の保守管理業務
- j 施設の増改築等に関する計画策定業務（注6）
- k セルフモニタリングの実施

（キ）施設運營業務

- a 企画展示に関する業務
- b 伝統工芸等の体験事業に関する業務
- c 利用料の徴収に関する業務（注7）
- d 団体利用の受け入れ、予約に関する業務
- e 環境対策業務（近隣対応・周辺対策等）
- f 広報・情報発信に関する業務
- g セルフモニタリングの実施
- h 付帯事業（飲食・売店等）に関する業務（注8）

イ 旧資料館に関する業務（注9）

（ア）解体業務

ウ 収蔵庫に関する業務

（ア）維持管理業務

- a 建築物の保守管理業務

- b 建築設備の保守管理業務
- c 植栽及び外構の保守管理業務
- d 警備業務
- e 清掃業務
- f 施設内工作物の保守管理業務

エ 伝産館に関する業務

(ア) 解体業務

注 1：施設整備に係る事前調査

当該事業地は埋蔵文化財の発掘調査において中世の遺構が発掘されており、この遺構については保存が条件とされている。新資料館の建設に当たり、影響が及ぶ範囲の土地について、全数調査を必要とする場合があり、調査済みの土地を含め、新たに発掘調査を求められることがある。(資料－2 箇所図参照)

注 2：施設整備に係る設計

施設の配置計画にあたっては、注 1 で記した遺構の保存に当たり、遺構に影響を及ぼさない基礎方式を検討し、綿密な設計を行うこと。

資料館と伝産館の機能は分離した配置を基本とし、伝産館の機能の内、火気を使用する部分（鍛冶場）は独立した配置とすること。

注 3：許認可取得に関する業務

本事業で取得すべき許認可は、建築基準法に定めるものの外、自然公園法、文化財保護法、都市計画法に基づく許認可が必要であることから、これら 3 つの許認可取得に関する事務手続きは市において実施する。ただし、この手続きに必要となる資料等の作成は、民間事業者において行うものとする。

なお、関係機関との協議には、民間事業者も同席することを基本とする。

注 4：伝産館の設備・備品の調達

現在伝産館にて使用している設備のうち、もみじ饅頭焼き体験準備室のシンク・作業台、ろくろ作業室のろくろ、バンドソー、縦型サンダー、杓子焼き印作業室のオービタルサンダー、電気こては移設を前提とする。その他の設備は新設することになるが、もみじ饅頭焼き体験で使用しているガス式もみじ饅頭焼成器は、IH式もみじ饅頭焼成器に機種変更すること。なお、設備リストについては、資料－12を参照のこと。

注 5：新資料館の所有権移転

新資料館の建設工事完成後に行う市の完成検査に合格した後、所有権を市に移転する。なお、所有権を民間事業者に残す事業方式の提案を選択する場合は、その事業方式によって対応が異なる。

注 6：施設の増改築等に関する計画策定業務

事業期間中に、新資料館の施設・設備の老朽化による施設・設備等の改修（以下「大規模改修」という。）が必要となった場合には、事業目的、新資料館整備の方針に即した機能の確保の方策、施設の配置、規模等について市と協議の上、民間事業者がこれを行うものとする。

また、民間事業者は、事業期間終了の 1 年前に施設・設備等の点検を行い、事業期間終了後 10 年間継続して使用可能な施設水準を保つために必要な大規模改修計画を提案すること。なお、これらの提案に基づく大規模改修は、別事業で市が行う。

注 7：利用料金の徴収及び収入

新資料館の利用料の徴収業務を民間事業者が行い、民間事業者の収入とする「利用料金制」を採用する

ものとする。なお、伝産館部門の運営に関連する利用料及び伝統工芸品の売上げについては、宮島細工協同組合の収入とする。またこの他、民間事業者の提案により整備される施設の内、施設利用が有料となる施設にあっては、その利用料についても民間事業者の収入とする。この際、民間事業者の提案により整備される施設が公共施設として設置される場合は、新資料館同様に「利用料金制」を採用する。

注 8：付帯事業（飲食・売店）に関する業務

売店では、民間事業者による独自商品の他、宮島ろくろ、宮島彫り等の伝統~~産~~工芸品を販売すること。伝統工芸品の販売方式は宮島細工組合からの委託販売とし、売上に応じた販売手数料を民間事業者を支払うものとする。なお、手数料の率（額）は、15%の範囲内で、民間事業者との協議により決定する。

注 9：旧資料館に関する業務

旧資料館の解体業務は、既存施設の内、B・D館を対象とする。

表－1 新旧資料館及び収蔵庫及び伝産館の施設概要

施設名称	業務分類	事業内容・整備等の条件
新資料館	設計業務 建設業務	・旧資料館と伝産館との施設複合化による充実した活動ができる施設とする。 ・廿日市市公共建築物等木材利用促進方針に即し、廿日市市産材及び広島県産材を可能な限り利用するものとする。 ・ZEB Ready^(※)の基準を満たす施設とする。 ・設計・建設に当たっては関係法令に則った施工を行うものとする。 【新資料館概要：2階建て】 ・展示部門（展示室、企画展示室） ・管理部門（学芸員室、事務室、受付、展示予備室、会議研修室） ・収蔵部門（特別収蔵庫、前室、荷解場、搬入口（サービスエリア）） ・体験部門（もみじ饅頭手焼き体験室、準備室、ろくろ作業室、宮島彫り作業室、杓子焼き印作業室、倉庫、作業室、鍛冶場） ・その他共用スペース（エントランスホール、ミュージアムショップ、エレベーター、廊下、階段、トイレ（入館者および一般観光客用）、授乳室、更衣室、湯沸室、機械室、電気室、ボンベ室、駐車場、駐輪場など）※一般駐車場なし
	維持管理業務 運営業務	新資料館の維持管理及び運営業務は、事業目的に沿って行うこととし、施設の効用を最大限に引き出せるものとする。また、施設の改修等についても適宜実施する。 【資料館部分】 常設展示、企画展示、資料収集・調査研究・保管業務など 【伝産館部分】 後継者育成事業（宮島彫り、宮島ろくろ）などによる伝統工芸の伝承、宮島ロクロ体験、宮島彫り体験、杓子づくり体験、もみじ饅頭手焼き体験など 【共通部分】 受付、入館料・体験料収納業務、施設予約受付業務、災害時避難誘導業務、安全管理業務、広報業務、視察対応業務など
旧資料館	既存施設解体業務	B館及びD館を解体し、整地する。
収蔵庫	維持管理業務	収蔵庫は、歴史的資料を良好な状態で収蔵する施設であることを十分に認識し、施設の設置目的に沿って、施設・設備の適切な維持管理を行うものとする。
伝産館	既存施設解体業務	建物を解体・除却し、整地する（建物は4階建て旧耐震。前面道路は緊急輸送道路に指定）。

※ZEB Ready：再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

(7) 事業方式

本事業は、民間事業者の企画力、整備力、運営力、資金調達力等を活用し、持続可能かつ良質な公共サービスの基盤整備と提供、さらには、市の将来の財政負担の縮減を目的として、官民連携手法を用いて実施する。

事業方式は、民間事業者が創意工夫を最大限に発揮でき、かつ、より良い管理運営が実施できることを重要視し、次の方法によることとする。

区 分	説 明
事業契約方式	P F I 法に基づく事業契約とする。
事業方式	P F I－B T O方式
事業者選定方式	サービスプロバイダ方式 本事業におけるサービスプロバイダ方式とは、設計業務、維持管理業務、運営業務を担う事業者により構成されるグループを優先交渉権者として選定した上で、そのグループが設立するS P Cが、市との事業契約締結後において、建設業務を担う事業者を入札により選定する方式
資金調達	資金調達は、市又は民間事業者において行う。

(8) 対象施設の位置付け

新資料館（施設の一部又は全部）を博物館法第11条に定める博物館登録原簿に登録することを予定している。また、「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準」（平成8年7月12日付け文化庁長官裁定）を満たした施設とする。

(9) 運営に対する市等の関与

ア 市の関与

新資料館の管理運営体制は、民間事業者において整備するものであるが、市は学芸員資格を有する職員を配置するなどして、新資料館の運営、維持管理や資料の取扱いについて関与する。

イ 宮島細工協同組合の関与

伝産館部門においては、伝統工芸の伝承にかかる後継者育成や伝統工芸品の販売などについて、現伝産館の管理運営を行う細工組合が引き続き行うものとする。民間事業者は、市及び細工組合と連携、共同して、新資料館の果たすべき役割を完全に履行するものとする。

ウ 細工組合事務所の確保

民間事業者は、細工組合が使用する事務所を新資料館内に確保するものとする。この際、民間事業者が使用する事務所をパーティション等で仕切ることにより確保することも可能とし、その面積は、30㎡を下限とする。また、細工組合職員が使用する机、椅子、収納等については民間事業者において調達するものとする。

(10) 所蔵品・寄託品等の取り扱い

所蔵品・寄託品等は、既存の物品を含め、市の所有資産又は管理資産（寄託品を想定）と

し、民間事業者はこれらを所有せず、収蔵施設、設備の適切な管理を行うものとする。

民間事業者は、民間事業者が企画実施する企画展において、市教育委員会の承諾を前提に、市の所有資産を活用することを可能とする。この際、市の所有資産の取扱いは、市の学芸員が直接又は市の学芸員監修のもと民間事業者が行う。

なお、所蔵品・寄託品等リストは、市が管理引渡しまでに作成し、事業者に提示するものとする。

(11) 事業期間

維持管理・運営期間は、20年間を基本とする。

(12) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。なお、施設使用料については、指定管理者制度における利用料金制により収受することとし、収受した施設使用料の全額を民間事業者の収入とすることを基本とする。なお、施設使用料の金額は、市が条例において上限額・下限額を設定し、その範囲内で市と民間事業者が協議して決定するものとする。

- ア 「第2-1-(6) 事業の業務内容」に記載する業務の履行に対して市が支払う対価
イ 民間事業者が自らの責任において実施する独立採算事業による収入

(13) 事業に必要とされる関係法令等

民間事業者は、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）の他、次に掲げる関係法令等を遵守すること。

ア 適用法令等

- ・ 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・ 社会教育法（昭和24年法律第207号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・ 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）

- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・警備業法（昭和47年法律第117号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（昭和25年法律第214号）
- ・エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・P F I 法
- ・博物館法（昭和26年法律第285号）
- ・著作権法（昭和45年法律第48号）
- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- ・風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年条例第20号）
- ・広島県福祉のまちづくり条例（平成7年条例第4号）
- ・広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年条例第1号）
- ・廿日市市文化財保護条例（昭和44年条例第24号）
- ・廿日市市歴史民俗資料館条例（平成15年条例第76号）
- ・廿日市市宮島伝統産業会館設置及び管理条例（平成17年条例第50号）
- ・廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成27年条例第32号）
- ・廿日市市下水道条例（平成4年条例第20号）
- ・廿日市市水道事業給水条例（平成42年条例第12号）
- ・廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）
- ・博物館法施行規則
- ・廿日市市文化財保護条例施行規則
- ・廿日市市歴史民俗資料館管理運営規則
- ・廿日市市文化財保護審議会規則
- ・廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則
- ・その他関係法令等

イ 適用基準等

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（上巻・下巻）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画（広島県教育委員会）
- ・廿日市市宮島町伝統的建造物群保存活用計画
- ・建築鉄骨設計基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説（建設大臣官房技術調査室）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）
- ・重要文化財の公開許可に係る制度（文化財公開施設の計画に関する指針、公開促進事業に関する要項、国宝・重要文化財公開に関する取扱要項、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準等）
- ・その他の関連要綱・各種基準等

（14）事業スケジュール

民間事業者の募集、選定等は次の予定としている。

項目	日程
実施方針の公表	令和7年10月6日(月)
実施方針等に関する質問・意見の受付開始	令和7年10月6日(月)
実施方針等に関する質問・意見の受付締切	令和7年10月17日(金)
実施方針等に関する質問・意見への回答	令和7年10月27日(月)
個別対話①の受付開始	令和7年10月20日(月)
個別対話①の受付締切	令和7年10月31日(金)
個別対話①の実施	令和7年11月4日(火)から 令和7年11月21日(金)まで
特定事業の選定・公表	
公募公告及び募集要項等の公表	
募集要項等に関する説明会及び現地見学会	
募集要項等に関する質問の受付	
募集要項等に関する質問への回答	
個別対話②の受付	
個別対話②の実施	
参加資格審査書類の受付締切	
参加資格審査結果の通知	
競争的対話の実施	
提案書提出締切	

項目	日程
提案に関する審査・ヒアリングの実施	
優先交渉権者の決定及び公表	
基本協定の締結	
仮契約の締結	
事業契約の締結	

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業の選定に関する考え方

市は、本事業について、P F I 法に基づき実施した場合と市が自ら実施した場合を比較し、本事業を P F I 法に基づき民間事業者が実施する方が性能及び機能面において優れ、市の未来に確実に新たな価値を創造し、さらには、効率的かつ有効性が高いものと判断した場合には、本事業を特定事業として選定する。なお、特定事業選定の可否については、本実施方針に概算事業費を示し、本事業の特性を踏まえた事業実現性について民間事業者の意見を踏まえて判断するものとする。

(2) 概算事業費の算定

P F I 法第 7 条の規定に基づく特定事業の選定を行うことを目的に、本事業に関し、P F I 事業により実施する場合の概算事業費を公表する。なお、事業内容は、宮島歴史民俗資料館整備基本計画を基に積算したものとする。

ア 前提条件

	PSC
共通条件	①事業範囲：「1 事業内容に関する事項」を参照 ②事業期間：20 年間
算 定 対 象 と なる経費	①企画・設計費（調査費を含む） ②建設費（宮島の地理的特性を含めた整備費） ③維持管理費 ④運営費
設計・建設に 関する費用	・本事業の整備内容を市の基本計画等の仕様及び類似施設の事例を 基に算定。
維 持 管 理 に 関する費用	・本事業で整備対象となる施設の仕様及び類似施設の事例を基に算 定。
運営に関する 費用	・本事業で整備対象となる施設の仕様及び類似施設の運営状況を参 考に算定。
その他の経費	・整備地に存在する埋蔵物に関する費用は、事業実施段階において リスク分担を不可抗力として取り扱うものとする。

イ 概算事業費（新資料館に係る歳出部分の参考値）

¥4,987,350,000円（税込）（※プロジェクトマネジメント費を含む。）

この金額は、表-1（P8 参照）に示す業務のうち、新資料館における設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務に係る支出を国の指針で示されている P F I－L C C手法に基づき概算した参考値であり、旧資料館の既存施設解体業務、収蔵庫の維持管理業務、伝産館の既存施設解体業務に係る支出は含んでいない。

また、新資料館の運営にあたり民間事業者の収入とすることとしている利用料金等（P7 参照）も加味していない。

したがって、当該概算事業費は、今後市が議会の承認を経て予算計上することとなる提案額の上限や契約金額を示すものではない。

（３）評価基準

特定事業選定に当たっての基本的な評価基準は次のとおりである。

ア 本事業の企画、設計、整備及び維持管理・運営において、市が要求する水準を上回ることが具体的に確認できること。特に、整備する新資料館等の有効活用が明確に確認できること。

イ 本事業の企画、設計、整備及び維持管理・運営において、公的不動産の有効活用や、社会資本を活用した市財政の将来負担の軽減につながるものが論理的に明らかであること。

（４）特定事業の選定結果公表

市が本事業を特定事業として選定した場合には、市のホームページにおいて公表する。なお、本事業を特定事業として選定しなかった場合においても、市はその結果を同様に公表する。

第3 民間事業者の募集に関する事項

1 民間事業者の参加要件

(1) 民間事業者の構成

民間事業者は、本事業に係る業務を事業契約期間に渡って安定的に実施することが可能な複数の法人等で構成される連合体とすること。なお、本事業の事業者選定方式においてサービスプロバイダ方式を採用するにあたり、提案時におけるグループ構成は、設計事業者、維持管理事業者、運営事業者によるものとし、建設事業者については、「3 建設業務を実施する者の選定に係る入札参加の資格要件」に合致する者をSPCにおいて選定するものとする。

(2) 民間事業者の構成要件

民間事業者の構成は、次の要件を満たすものとする。

- ア 民間事業者は、優先交渉権者として選定され、事業契約の締結に至るときは、廿日市市内へSPCを設立し、SPCへ出資して業務を担う構成企業と、出資はせずに業務を担う協力企業から構成し、構成企業や協力企業から業務を受託する者を第三者企業と位置付けること。
- イ 民間事業者は、市が要求する各業務を、パススルーの原則に基づき担う主たる企業を含む構成とすること。
- ウ 民間事業者は、複数の企業等から構成されるため、代表者を定めること。
- エ 民間事業者は、SPCへ出資を予定している構成企業及び協力企業のいずれかが、他の民間事業者のSPCへ出資を予定していないこと。(重複出資の禁止)
- オ SPCへの出資は、民間事業者の代表者が最大出資者となり、かつ、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えること。
- カ 民間事業者は、企画提案書の提出時において、第三者企業と関心表明書(LOI)を締結すること。
- キ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、建設コンサルタント等においては令和●・●年度、物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供においては、令和●・●年度の廿日市市入札参加資格者名簿に登載されている者とする。ただし、未登録の者は、本事業の参加表明書提出時に廿日市市入札参加資格審査申請に必要な書類を添付して提出すること。
- ク 民間事業者の構成企業及び協力企業は、廿日市市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていない者とする。
- ケ 民間事業者の構成企業及び協力企業は、参加表明書を提出する時点において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していない者であること。
- コ 民間事業者は、本事業の特性や事業内容を勘案し、10年以上の実務経験を有する経験豊富なプロジェクトマネージャーを選任すること。

2 民間事業者の資格要件

民間事業者の構成企業及び協力企業のうち次の（１）～（４）の業務にあたる者は、それぞれ当該要件を満たしていること。

（１）設計（監理）業務を実施する者

次の要件について、いずれにも該当していること。ただし、複数の者で実施する場合は、１者以上が該当していること。

- ア 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- イ 建設業法第26条に定める資格を有する監理技術者を配置できていること。

（２）維持管理業務を実施する者

- ア 参加表明書提出締切までの過去10年間に、公共施設の維持管理業務の実績を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、１者以上が有していればよいものとする。
- イ 本事業を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

（３）運營業務を実施する者

- ア 参加表明書提出締切までの過去10年間に、本業務と同等規模の施設の運營業務の実績を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、１者以上が有していればよいものとする。
- イ 本事業を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格を有していること。ただし、複数の者で実施する場合は、実施する企業がそれぞれ担当する業務に必要な資格を有していればよいものとする。

（４）セルフモニタリングを実施する者

参加表明書提出締切までの過去10年間に、設計監理及び施工管理、又は維持管理及び運營業務の実務経験を有する者とし、プロジェクトマネージャーの兼務を可とする。

3 建築業務を実施する者の選定に係る入札参加の資格要件

建設業務にあたる者は、事業契約締結後において、SPCが建設業務を担う事業者を入札により選定することとなる。当該入札に参加しようとする者は、次の要件について、いずれにも該当していること。

- ア 令和●●年度の廿日市市入札参加資格者名簿に登録されている者とする。ただし、未登録の者は、本事業の参加表明書提出時に廿日市市入札参加資格審査申請に必要な書類を添付して提出すること。
- イ 廿日市市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する者がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよい

ものとする。この場合、特定建設業及び一般建設業の区分については、工事の分担に合わせて適切な許可を受けた者であることとする。

エ 建設業法の規定を遵守し、同法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者を専任かつ常駐で適切に配置できていること。

オ 入札への参加が決定した時点において、直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納していない者であること。

4 参加資格要件に関する留意事項

(1) 担当業務の内容

民間事業者は、参加表明書提出時に、本事業の各業務を担う法人等の名称及び業務内容を明らかにすること。

(2) その他の手法を選択する場合

民間事業者は、その他の手法の場合において、企画、設計、整備及び開発、維持管理及び運營業務のうち、複数又は全ての業務を、一企業が兼ねることができるものとする。

(3) 構成企業及び協力企業の変更

参加表明書に記載されている構成企業及び協力企業の変更及び追加は、原則、認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合を除く。）、又は応募資格要件等に抵触するような事態が生じた場合は、市と協議を行い、市が承諾した場合に限り、構成企業及び協力企業の変更ができるものとする。

(4) 参加資格要件を満たす期間

参加資格要件を満たす期間は、参加表明書の提出日から参加資格決定日までと、企画提案書の提出日から事業契約締結日までとする。また、P F I 手法の場合のS P Cの構成企業間の出資比率は、契約期間中、最適な出資比率を維持するため、整備期間と維持管理期間への移行時での代表企業と構成企業との間での出資比率の変更や代表企業の変更などを、市は積極的に認めることとする。

(5) 地元事業者の参画

地域経済の活性化を目指し、S P Cの構成や連携企業等に廿日市市内事業者が主体的に参画することを期待するものとする。

第4 民間事業者の選定に関する事項

1 民間事業者の選定方法

民間事業者の募集・選定に当たり、事業者からの提案内容を総合的かつ客観的に評価する必要がある。そのため、市は、透明性及び公平性の確保に配慮し、さらには、定性的な評価を重視するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

2 民間事業者の選定手順等

(1) 審査に関する基本的な考え方

民間事業者から提出された企画提案は、市が設置する外部有識者を含む審査委員会において、価格のみならず、設計業務、建設業務、維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画等の提案内容を総合的に評価する。

(2) 審査手順に関する事項

審査の概要は、次のとおりである。

ア 資格審査

民間事業者の備えるべき参加資格要件の有無

イ 提案審査

(ア) 一次提案審査

事業目的、新資料館の運営方針に基づいた事業方針

文化財保護法に基づく規制への適合

自然公園法に基づく規制への適合

自然公園法に基づく公園事業としての考え方

提案図面による意匠性・機能性・展示構成

(イ) 二次提案審査

a 提案価格

b 設計業務、建設業務、維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画等の総合的な提案内容

(3) 優先交渉権者の選定・公表

市は、審査委員会の審査内容を基に優先交渉権者を選定し、その結果を市のホームページにおいて公表するとともに、優先交渉権者には書面による通知を行う。

(4) 民間事業者を選定しない場合

市は、民間事業者の応募がない場合や民間事業者の提案内容から市の要求する水準の達成が困難と判断した場合は、民間事業者を選定しない。その際、PFI法に基づく特定事業の選定及び公募を取り消すものとし、その旨を速やかに市のホームページにて公表するとともに、応募した民間事業者にその旨を通知する。

(5) 廿日市市内事業者の活用

本事業で採用を予定している事業スキームは、設計から維持管理・運営までの各業務において、地域で担えるものは地域で担うことを前提とする。

3 契約に関する基本的方針

(1) 基本協定の締結手続き

本事業に係る様々なリスク（業務を遂行する上で発生する成功阻害要因）を市と民間事業者が適切に分担することにより、より低廉かつ質の高いサービスの提供を目指し、市及び優先交渉権者（優先交渉権者との協議が決裂した場合には次点交渉権者。以下、同じ。）が契約に向けた協議を行い、契約締結に必要な事項等に係る基本協定を締結する。

(2) 事業契約の締結手続き

優先交渉権者は、市との基本協定締結後、P F I 手法の場合においては速やかに S P C を設立するものとし、市と S P C とは、本事業に係る業務について仮契約を締結し、議会の承認を経て本契約を締結するものとする。

4 著作権及び提案書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に係る業務について、提案書類の著作権は民間事業者へ帰属するものとし、民間事業者からの提案書類は、市が民間事業者の選定に関わる公表以外に民間事業者に無断で使用できないものとする。なお、提案書類は返却しない。

(2) 特許権等

民間事業者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じた責任は、民間事業者が負うものとする。

(3) 提案書類の変更

民間事業者による提案書類は、提出期限後の変更、差し替え又は再提出を認めないものとする。

第5 市と民間事業者の事業費及びリスク分担に関する事項

1 予測されるリスクと責任分担の基本的方針

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉かつ質の高いサービスの提供を目指すものであり、民間事業者が担当する業務に伴い発生するリスクについては、原則として民間事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのリスクを負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と民間事業者の責任分担は、実施方針に関する質問・意見及び提案を踏まえて、募集要項等の公表時に明確化する。

(3) 保険

民間事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとする。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求水準は、要求水準書で提示する。

3 民間事業者の責任の履行に関する事項

民間事業者は、事業契約書に従い誠意をもって責任を履行する。

4 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

民間事業者は、契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の額は、契約金額のうち設計及び建設業務に相当する額（税込額）の10分の1とし、契約締結前までに納付するものとする。

なお、契約保証金に代わる担保等については、廿日市市契約規則第32条の2を適用する。

(2) 契約保証金の免除

契約保証金は、廿日市市契約規則第32条の規定に該当する場合は、免除する。

第6 事業の適正な維持を目的としたモニタリング（監視）に関する事項

1 モニタリングに関する基本的方針

市は、本事業に係る業務が、業務要求水準以上に確実に遂行され、かつS P Cの財務状況等が適切であるかについて、社会状況の変化もにらみつつ、モニタリングを行う。

なお、モニタリングの具体的な方法は、サービス基準合意書(SLA)を導入し、企画・設計段階から運用するものとし、市とS P Cの合意の下、その具体的な仕組みを構築し、市はモニタリングに係る評価委員会等を設置することを契約内容に明記するものとする。

2 モニタリングの実施方法

市は、次の内容について、モニタリングを実施するものとする。なお、モニタリングには、加点と減点の両面からの結果を反映する方法を構築する。

(1) 企画・設計・整備業務

市は、公共施設等の企画・設計業務及び整備・開発業務について、事業契約に定める要求水準に達しているものであるか否か、確認する。

(2) 維持管理業務

市は、公共施設等の維持管理業務について、本事業の対象となる公共施設等の実施状況を確認する。

(3) 運営業務

市は、公共施設等の運営業務について、経営状況及び利用者のニーズ等を確認する。

(4) S P Cの経営

市は、S P Cに対し、財務諸表等を用いた財務状況の報告を求め、その監査等を行う。

(5) モニタリングの結果

市は、モニタリングの結果を踏まえて、事業契約書に定める要求水準が達していないと判断した場合は、S P Cと業務の改善等に係る協議を行う。

第7 事業契約等に関する事項

1 基本協定及び事業契約内容の疑義の取扱い

基本協定及び事業契約内容の解釈について疑義が生じた場合は、市とSPCの双方が事業の目的を共有し、協議を行うものとする。また、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

2 裁判管轄権

本事業に係る業務に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業に係る業務は、予定された期日までにS P Cにより事業契約書に定められた業務を遂行し、事業期間中の維持管理及び運営等が、効率的及び効果的であり、かつ安定して継続的に行われることを確保するため、事業の継続が困難となる事由（別途、契約締結時に定めるリスク分担表における契約履行リスク及び不可抗力リスクをいう。）をあらかじめ洗い出し、その事由の発生時には、適切な措置を実行できるように事業契約書に定める。

2 融資の確保に関する協力体制

市は、本事業の継続性を確保するため、S P Cに融資を実行する金融機関に対し、S P Cとともに必要に応じて協議を行うものとする。

3 事業の継続が困難となる事由が発生又はその恐れが生じた場合の措置

（1）S P Cの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

市は、事業契約書に定めるところにより、S P Cの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合やその恐れが生じた場合に、S P Cと協議の上、改善を図ることを求める。その後、改善が認められない場合に、市は事業契約を解約することができる。

この場合において、S P Cは、市に直接的に生じた損害を賠償するものとし、市側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺し、損害額を賠償するものとする。

（2）市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

S P Cは、事業契約書に定めるところにより、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合に、市と協議の上、事業契約を解約することができる。

この場合において、市は、S P Cに直接的に生じた損害を賠償するものとし、S P C側にも一部過失があった場合には、その過失について相殺して、損害額を賠償するものとする。

（3）その他の事由により事業の継続が困難となった場合

市及びS P Cは、不可抗力、その他双方の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合に、市とS P Cが、解決策や事業継続の可否について協議を行うものとする。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置は見込んでいない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援措置は見込んでいない。

3 その他の支援に関する事項

市は、事業を実施するに当たって必要となる自然公園法、文化財保護法、都市計画法(風致地区)に基づく許認可取得に関する事務のほか、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合において、市とSPCで協議し、その対応策について検討する。

第10 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の承認

市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定に基づき、本事業の実施に必要と予測される費用を債務負担行為として、また、PFI法第12条に基づき、その契約内容について、議会の承認を得るものとする。

2 事業者選定の応募に伴う費用負担

民間事業者の参加にかかる費用は、全て民間事業者の負担とする。

3 本事業に係る情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページを通じて公表する。

4 実施方針の変更

市は、民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI手法の場合においては、PFI法第7条に定める特定事業の選定までの間に実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、市のホームページにおいて速やかに公表する。

5 実施方針に関する意見等の受付

本方針について、「対話」及び「質問」の受付等を実施する。

(1) 対話について

対話を希望する者は、次の日程及び方法により、「【様式－1】実施方針に関する対話申込書」を必要事項を記入の上、Eメールで申し込むこと。なお件名を「資料館等整備（対話）」とすること。

対話期間：令和7年11月4日(火)～令和7年11月21日(金)

申込期限：令和7年10月31日(金)正午まで

(2) 質問について

実施方針に関する質問がある場合は、次の日程及び方法により、「【様式－2】実施方針に関する質問書」に記入し、Eメールで提出すること。なお件名を「資料館等整備（質問）」とすること。

受付期間：令和7年10月17日(金)正午まで

(3) 回答について

質疑内容及び質疑に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと市が認めたものを除き、令和7年10月27日(月)午後5時に、市ホームページにおいて公表する（質問者の名称等は公表しない。）。なお、市が公表の対象外とした質問は、回答期日において、質問者に直接Eメールで回答する。また、質問及び回答の内容により、実施方針の修正が必要と市が

判断した場合には、質疑回答の公表に併せて、修正した実施方針を公表する。

6 本事業において使用する言語等

本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

7 実施方針等に関する問合せ先

担当部署：廿日市市教育委員会教育部文化財課

廿日市市産業部産業振興課

廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課

住 所：〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話番号：0829-30-9205（文化財課直通）

0829-30-9140（産業振興課直通）

Eメール：bunkazai@city.hatsukaichi.lg.jp（文化財課）

8 添付書類等

【資料－1】位置図

【資料－2】箇所図

【資料－3】宮島歴史民俗資料館平面図

【資料－4】宮島歴史民俗資料館年度別入館者数

【資料－5】宮島歴史民俗資料館入館者数詳細

【資料－6】宮島歴史民俗資料館の概要

【資料－7】宮島歴史民俗資料館収蔵庫の概要

【資料－8】宮島歴史民俗資料館収蔵庫各階平面図

【資料－9】宮島歴史民俗資料館収蔵庫・階層別収蔵資料

【資料－10】宮島伝統産業会館各階平面図

【資料－11】宮島島内公共施設位置図

【資料－12】宮島伝統産業会館の設備リスト

【様式－1】実施方針に関する対話申込書

【様式－2】実施方針に関する質問・意見書

第 1 1 その他本事業の実施に関連して計画する事業

1 公共施設マネジメントの推進（公共施設の活用）

市は、特定事業の範囲とは別に、公共施設マネジメントの観点からの事業（以下「マネジメント事業」という。）として、新資料館に隣接する宮島水族館や国民宿舎「杜の宿」のほか、周辺に点在する利用を休止又は中止した地域の集会所などの公共施設、あるいは未利用地を利活用することによるエリア全体の新たな魅力の創造を模索している。（資料－11 宮島島内公共施設位置図参照）

また、新資料館と周辺施設等との連携は、単体の施設では提供できない新たなサービスを生み出し、これによって宮島島内西エリアへの集客を高め、滞在時間の延長や回遊の促進などによる新資料館の収益性の向上や地域経済への波及など、宮島観光の新たな形の創出に期待している。

その実現にあたっては、官民連携事業として、民間の持つノウハウや技術力、資金力を活用して実施したい考えである。

については、特定事業とは別の事業として、民間事業者からの提案を求めるものである。

この提案に基づく事業の実施は、民間事業者の負担と責任において整備、管理運営することを原則とし、その詳細は市との協議により決定するものとする。

なお、令和5年10月公表の実施方針において示した、旧資料館の跡地活用についてもこの範囲に含むものとする。

2 提案の取扱い

市は、特定事業と併せて提案されたマネジメント事業に係る提案について、P F I 法に限らず民間提案制度による提案を受け付けるものとする。

3 評価の方法

マネジメント事業に係る提案の評価は、特定事業の評価とは別に行う。この際の評価の視点としては、地域の価値や住民満足度の向上、滞在時間の延長や回遊の促進への貢献度などを視点として行うよう考えている。詳細については、募集要項等公表時に示すものとする。

4 契約の方法

上記の評価の結果、市において事業採択を決定したものについては、提案した民間事業者と事業の内容について詳細協議を行い、協議が整った事業についてのみ、P F I 事業契約又はP F I 事業のS P Cと随意契約の方法により、当該事業に必要となる契約を締結するよう考えている。

5 資格要件

マネジメント事業を提案する民間事業者の資格要件は、特定事業の資格要件に準ずるものとする。

6 その他

市においては、マネジメント事業を特定事業の範囲とは別の事業として扱うように考えているが、民間事業者において、特定事業の範囲に含むことが効果的、効率的であると判断した提案を拒むものではない。仮に、特定事業の範囲においてマネジメント事業を実施する提案があった場合は、独自提案として、特定事業の評価基準において加点方式による評価をするものとする。評価の詳細は、募集要項等公表示に示すものとする。

特定事業とマネジメント事業の取扱い

